

児童扶養手当の手続きを

福祉健康課

児童扶養手当は、離婚や死別などにより、母子家庭となった世帯などの生活の安定と自立を促進するための制度です。

手当を受けるには認定請求の手続きが必要です。請求がない場合は、手当が支給されませんのでご注意ください。

また、請求者の生計や所得などの状況によっては支給停止や減額となる場合があります。

＜児童扶養手当の現況届＞

児童扶養手当現況届は、毎年8月1日の状況を記載し、引き続き手当を受けることができるかを確認するものです。

なお、現況届を提出されないと、8月以降の手当が差し止められますのでご注意ください。

【提出期限】8月31日(月)

【提出先】役場福祉健康課(窓口)

地震に備えて 家具転倒防止補助器具の支給

総務課

町では、地震による家具の転倒を防ぎ被害を最小限に抑えるために、高齢者世帯や重度の障がいの方がおられる世帯に対して、自主防災会長(町内会長)を通じて家具転倒防止補助器具を無料で支給しています。

次の条件に該当し支給を希望される方は自主防災会長に申し出てください。

【対象世帯】

- ①65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ②身体障害者手帳1・2級の方のみで構成されている世帯
- ③65歳以上と身体障害者手帳1・2級の方のみで構成されている世帯

【支給器具】

L字型金具式またはチェーン式のいずれか2組(4個)

※この制度は、1世帯1回限りの支給です。以前に支給を受けた世帯は対象となりません。

あんしんかさまつメールに 登録を

企画課

町では、災害時の避難所・医療機関などの情報や住民の安全に係わる防犯情報など、緊急を要する情報を携帯電話やパソコンに迅速かつ的確に提供するあんしんかさまつメール(緊急時情報伝達システム 緊急メール)でお届けしています。

携帯電話やパソコンのインターネットを通じて、事前にお申し込みいただいたアドレスに、各種防災防犯情報をEメールで配信します。携帯電話でのメール受信には数円(文字データのみ)の通信料がかかりますが、いざという時の情報収集手段としてぜひ登録ください。

【登録方法】

携帯電話やパソコンのインターネットURL入力画面にて下記のアドレスを入力されるか、QRコードを携帯電話のカメラ機能を利用して読み込んでください。



【QRコード】

【URL】

<https://www.sugumail.com/kasa/user/top.php>

【問合せ先】企画課

ご存じですか AED設置場所

総務課

AED(自動体外式除細動器)は、心室細動(不整脈の一種)などが発生した際に、電気ショックを与えることにより心臓を正常な状態に戻す機械です。町では、平成18年度から公共施設などに26台設置しました。



多くの方にAEDの設置箇所を知っていただくために、民間施設に設置されたものも含め、町ホームページ(<http://town.kasamatsu.gifu.jp/>)で確認することができます。

ごみの処理は(株)野々村商店に!! 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地

TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1

TEL 058-327-4030

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1

TEL 058-388-1006

FAX 058-388-0765